

沼津市公式フェイスブックページ「Numazu Topics」運用方針

平成25年8月

沼津市広報課

(目的)

1 フェイスブックが持つ即時性、拡散性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、市政情報や観光イベント情報、季節の話題などを、フェイスブックページ機能を使って市内外に発信するとともに、市民と行政のコミュニケーションを促進することを目的とする。

(適用)

2 この基準は、沼津市公式フェイスブックページ「Numazu Topics」(以下「本ページ」という。)を使って情報発信をする際に適用する。

(情報発信)

3 発信情報の適正性の確保に努めるために、情報提供管理者(以下「管理者」という。)を置き、原則、広報課長をこれに充てる。

4 本ページの効果的な運用を確保するために、情報提供担当者(以下「担当者」という。)を置き、原則、広報課の職員をこれに充てる。

5 担当者が使用する個人アカウントのメールアドレス・パスワードは部外者に開示してはならない。

6 他のフェイスブックページに本ページのアカウントではコメント、シェア及び「いいね」機能を使用しない。ただし、公的機関や業務上関係が深いと認めるページ又はアカウントについては管理者の判断で例外とすることができる。

(意思決定)

7 情報発信については、原則として管理者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、担当者の判断により直接情報発信をできるものとする。

(1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合

(2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合

(3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(4) 緊急情報を発信する場合。ただし、危機管理課からの依頼及び気象庁や静岡県公式発表内容の転載に限る。

(コメント等への対応)

8 本ページに対するコメント(意見や反応等)については、必要に応じて回答する。ただし、管理者が全てのコメントを閲覧し、回答することを保証するものではない。なお、市政等に関する質問・意見については、「市民の声システム」を利用するように呼びかけるものとする。

(掲載基準)

9 本ページに対し、下記の内容を含んだ記事の掲載を禁止するとともに、下記の内容を含んだコメント等が投稿された場合は、コメントの削除やアカウントのブロックなどの対応をとるものとする。

- (1) 営利目的に関するもの、又はその恐れがあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 宗教に関するもの
- (5) 人権侵害・差別、又は名誉毀損の恐れがあるもの
- (6) 政治的活動に関するもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (9) 個人宣伝になるもの
- (10) 対象が特定の市民に限定されるもの
- (11) その他掲載することが不相当と認められるもの